

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 鹿児島県

農業委員会名： 阿久根市

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	929
自給的農家数	421
販売農家数	508
主業農家数	155
準主業農家数	69
副業的農家数	284

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	881
女性	387
40代以下	97

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	182
基本構想水準到達者	5
認定新規就農者	8
農業参入法人	20
集落営農経営	2
特定農業団体	1
集落営農組織	1

※農政課調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	485	765				1,250
経営耕地面積	222	417	260	157		639
遊休農地面積	11	16				27
農地台帳面積	606	1,378	1,377	1		1,984

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサス(2015)に基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	9

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1250ha	322.8ha	25.82%
課 題	農家の高齢化や後継者不足等により、地域の農業担い手が減少しているため、今後も引き続き地域の状況に合わせた担い手の育成・確保及び新たな掘り起しを図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	362.8ha	(うち新規集積面積	30ha)
	目標設定の考え方:農業委員・最適化推進委員1人2haを目標に集積活動を行う。			
活動計画	年間を通した個別訪問や相談活動を推進し、地域の担い手農家等への集積・集約化でのマッチングを図る。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数
	4経営体	8経営体	2経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積
	4.7ha	0.04ha	1.5 ha
課 題	農家の高齢化や後継者不足等により、地域の担い手が減少しているため、今後も地域の状況に合わせた担い手の育成・確保及び新たな掘り起し活動を図る必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標数	2.5ha
活動計画	農政課やJAなどの関係機関と緊密に連携し、新たな掘り起し活動を行う。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1277.4ha	27.4ha	2.14%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足等により遊休農地は増加傾向にある。利用状況調査の実施と遊休農地の所有者等への指導の徹底に加え、地域の状況により、非農地判断を進める必要がある。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10ha			
	目標設定の考え方: 令和元年度の目標は、7.7haであったが、元年度実績(14.9ha)から勘案し算出。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		19人	8月～10月	10月～11月
	調査方法	区域ごとに地区担当の農業委員を定めて調査を実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等にデータを記録する。 荒廃農地調査も兼ねていることから、農政課職員や農業団体とも協力して実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	12月～1月	
その他	—			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1250ha	0ha
課 題	農地利用状況調査においては、新規の違反転用は発生していないが、今年度の同調査においても注視して実施する。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの定期実施活動を行う。 ・市広報誌での違反転用防止の周知・啓発を行う。 ・小組合長会等で農地転用制度の説明を行い、違反転用防止の啓発を図る。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入